



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年4月12日（金） 第10190号

目次

ページ

告 示

| | |
|--|---|
| ○特定計量器の定期検査の実施（産業政策課） | 2 |
| ○道路の区域変更（道路管理課） | 3 |
| ○道路の供用開始（同） | 3 |
| ○道路の区域変更（同） | 3 |
| ○道路の供用開始（同） | 4 |
| ○同 | 4 |
| ○出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示の一部改正（会計管理課） | 4 |
| ○分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示の一部改正（同） | 5 |

公 告

| | |
|------------------------|---|
| ○所在不分明通知（森林保全課） | 5 |
| ○農業振興地域の区域変更（農業構造政策課） | 6 |
| ○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課） | 6 |

■ 告 示

◎群馬県告示第103号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和6年4月12日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 定期検査を行う区域 館林市及び邑楽郡
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 3 日時及び場所

| 実施期日 | 実施時間 | 実施場所 |
|-----------|--------------------------|---------------------|
| 令和6年5月14日 | 午前10時～午前12時 午後1時～午後3時 | J A邑楽館林 板倉カントリー |
| 令和6年5月15日 | 午前10時～午前12時 午後1時～午後3時 | 明和町役場 車庫 |
| 令和6年5月16日 | 午前10時～午前12時 午後1時～午後3時 | J A邑楽館林 千代田支所 |
| 令和6年5月17日 | 午前10時～午前12時 | 邑楽町共同福祉施設 |
| 令和6年5月17日 | 午後1時～午後3時 | J A邑楽館林 西邑楽野菜集荷センター |
| 令和6年5月20日 | 午前10時～午前12時 午後1時～午後3時 | 大泉町公民館 大ホール |
| 令和6年5月21日 | 午前10時～午前12時 午後1時～午後3時 | 大泉町公民館 大ホール |
| 令和6年5月24日 | 午前10時～午前12時 午後1時～午後3時 | 館林市立第六小学校 体育館 |
| 令和6年5月27日 | 午前10時～午前12時 午後1時～午後3時 | J A邑楽館林 多々良支所 |
| 令和6年5月28日 | 午前10時～午前11時30分 | J A邑楽館林 あぐり北部 |
| 令和6年5月28日 | 午後1時～午後3時 | 館林市赤羽公民館 |
| 令和6年6月3日 | 午前10時～午前12時 午後1時～午後3時 | 館林市役所 北側駐車場 |
| 令和6年6月4日 | 午前10時～午前12時 午後1時～午後3時 | 館林市役所 北側駐車場 |
| 令和6年6月5日 | 午前10時～午前12時 午後1時～午後3時 | 館林市役所 北側駐車場 |
| 令和6年6月6日 | 午前10時～午前12時 午後1時～午後3時 | 館林市役所 北側駐車場 |

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

4 検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

◎群馬県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月12日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 変更の前後別 | 敷地の幅員 メートル | 延 長 メートル |
|-------|------|--|--------|---------------|-------------|
| 一般国道 | 401号 | 利根郡片品村大字土出字坂下741番の12地先から同郡同村大字同字新井114番の1地先まで | 前 | 6.1～25.7 | 210.0 |
| | | | 後 | 10.5～25.7 | 210.0 |

◎群馬県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月12日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|-------|------|--|-----------|
| 一般国道 | 401号 | 利根郡片品村大字土出字坂下741番の12地先から同郡同村大字同字新井114番の1地先まで | 令和6年4月12日 |

◎群馬県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月12日

群馬県知事 山本 一 太

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 変更の前後別 | 敷地の幅員メートル | 延 長メートル |
|-------|--------|--|--------|-----------|---------|
| 県道 | 沼田檜枝岐線 | 利根郡片品村大字土出字新井114番の1地先から同郡同村大字同字坂下741番の12地先まで | 前 | 6.1～25.7 | 210.0 |
| | | | 後 | 10.5～25.7 | 210.0 |

◎群馬県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月12日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|-------|--------|--|-----------|
| 県道 | 沼田檜枝岐線 | 利根郡片品村大字土出字新井114番の1地先から同郡同村大字同字坂下741番の12地先まで | 令和6年4月12日 |

◎群馬県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月12日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|-------|------|--|-----------|
| 一般国道 | 144号 | 吾妻郡嬭恋村大字大前字北村98番の8地先から同郡同村大字同字下河原1185番の3地先まで | 令和6年4月12日 |

◎群馬県告示第109号

出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第170号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行し、改正後の規定は令和6年4月1日から適用する。

令和6年4月12日

群馬県知事 山本 一 太

2の項に次のように加える。

マ 安中総合射撃場の使用料に係る現金の収納に関する事務

◎群馬県告示第110号

分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第171号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行し、改正後の規定は令和6年4月1日から適用する。

令和6年4月12日

群馬県知事 山本 一 太

表廃棄物・リサイクル課の項の次に次のように加える。

| | | | |
|-------|-------|---------------------|---------------------------|
| 自然環境課 | 分任出納員 | 会計局会計管理課の審査室長である出納員 | 安中総合射撃場の使用料に係る現金の収納に関する事務 |
|-------|-------|---------------------|---------------------------|

■ 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第3項の規定により、保安林の指定の解除について、その保安林の解除の申請者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を川場村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

令和6年4月12日

群馬県知事 山本 一 太

1 (1) 解除保安林の所在場所及び保安林解除申請者

| 解除保安林の所在場所 | 申請者 | 備考 |
|-------------------------------------|----------|----|
| 利根郡川場村大字川場湯原字早落2079の1（次の図に示す部分に限る。） | 沼田砕石株式会社 | |

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

(3) 解除の理由 指定理由の消滅

2 (1) 解除保安林の所在場所及び保安林解除申請者

| 解除保安林の所在場所 | 申請者 | 備考 |
|-------------------------------------|----------|----|
| 利根郡川場村大字川場湯原字早落2079の2（次の図に示す部分に限る。） | 沼田砕石株式会社 | |

(2) 保安林として指定された目的 なだれの危険の防止

(3) 解除の理由 指定理由の消滅

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び川場村役場に備え置いて縦覧に供する。

保安林解除告示 令和5年11月7日農林水産省告示第1493号、令和6年3月22日群馬県告示第76号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、安中農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和6年4月12日

群馬県知事 山本 一 太

変更後の安中農業振興地域は、安中市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

- 1 都市計画用途地域等の変更に係る縦覧についての告示（令和6年安中市告示第60号）による変更後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域及び国有林野の全域
- 2 平成18年3月17日現在の松井田町（以下「旧松井田町」という。）における国有林の全域
- 3 旧松井田町における上信越高原国立公園の特別地域のうち国有林野に係る区域を除く区域
- 4 旧松井田町における妙義荒船佐久高原国立公園の特別地域のうち国有林野に係る区域を除く区域

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年4月12日

群馬県知事 山本 一 太

| 土地改良区名 | 理事 監事 の別 | 区 分 | 役 員 氏 名 | 住 所 |
|--------|----------------|-----|---------|------------------|
| 早川 | 理 事 | 再 任 | 岡村章一 | 桐生市新里町新川97番地2 |
| | 同 | 同 | 山形隆 | 同 同 395番地 |
| | 同 | 同 | 阿左見三郎 | 伊勢崎市香林町二丁目735番地1 |
| | 同 | 同 | 阿左美均 | みどり市笠懸町西鹿田481番地1 |
| | 同 | 同 | 田中由郎 | 同 同 1024番地 |
| | 同 | 新 任 | 菓子健一 | 桐生市新里町新川2997番地 |
| | 同 | 同 | 久保田丈一 | 伊勢崎市香林町一丁目22番地 |
| | 同 | 退 任 | 宮田泰一 | 桐生市新里町新川2408番地1 |
| | 同 | 同 | 久保田富夫 | 伊勢崎市香林町一丁目442番地 |
| | 監 事 | 再 任 | 高柳芳司 | 同 香林町二丁目1187番地4 |
| | 同 | 新 任 | 中島正美 | 桐生市新里町新川2414番地4 |
| | 同 | 同 | 松井満 | みどり市笠懸町西鹿田831番地1 |
| | 同 | 退 任 | 菓子健一 | 桐生市新里町新川2997番地 |
| | 同 | 同 | 松井芳夫 | みどり市笠懸町西鹿田668番地 |

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
